

北海道産業雇用創造協議会産業雇用創造プロジェクトチーム賛助会員規約

第1章 総則

第1条 この規約は、北海道産業雇用創造協議会産業雇用創造プロジェクトチーム（以下「協議会」という。）の賛助会員について定める。

第2章 賛助会員

第2条 賛助会員は、協議会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て賛助会員として認められた企業及び団体とする。

第3章 入会

第3条 賛助会員として入会を希望する企業・団体は、別紙入会申込書により申し込みを行い、協議会の代表の承認を得るものとし、所定の賛助会費を納入するものとする。会費納入後、賛助会員入会承認の通知をもって、賛助会員となる。

第4章 期間

第4条 賛助会員の入会期間は、平成28年度から平成30年度までとする。

第5章 退会

第5条 賛助会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が、廃業し又は解散したとき
- (2) 納入期日までに所定の年会費を納めないとき

第6章 賛助会費

第6条 賛助会費は、企業は年、1口1万円、1口以上とする。団体は2口以上とする。ただし、代表が特に認めた場合は、この限りではない。

第7章 納入期日

第7条 賛助会費の納入の期日は、別に通知する。

第8章 納入方法

第8条 賛助会費の納入方法は、原則、協議会からの請求書により、銀行振り込みにより納入するものとする。

第9章 会費の返還

第9条 既納の会費については、特別な事由がない限り、返還しない。

附則

この規約は、平成25年10月 1日から施行する。

この規約は、平成28年 4月22日から施行する。